

Children First FUKUOKA 会費規則

- 1 Children First FUKUOKA（チルドレンファーストふくおか）の会費については、この規則で定めます。
- 2 会費の額は次の通りとします。
 - 1 一般会員 個人 年額 一口千円 団体 年額 一口5千円
ただし、県議会議員は年額1万円、市町村議会議員は年額5千円とします。
 - 2 賛助会員 年額 一口5千円以上
- 2 会費をお支払い頂いた方には、決算報告を行います。また、会費が複数年滞った場合には、会員資格を失うことがあります。
- 3 支払われた会費の返還は行いません。

活動についてのお約束

私たち、Children First FUKUOKA は、様々な方々から構成される団体です。

その様々な方々が、立場を超え、子どものためにより良い環境を創るべく、息の長い活動したいと思います。

皆さんが、気持ちよく活動するために、以下の点に気をつけましょう。

- できる事をできる人ができる時に協力しながら！
（無理をしない、できない時はハッキリ断りましょう）
- それぞれ違って当たり前！
（立場の違い・意見の違いを受け入れましょう）
- 情報やアイデアをシェア！
（1人ではできないことも協力があると可能かも。せっかくの思いや情報、皆でシェアしてみませんか）

そして、基本は、団体名にもある Children First（チルドレンファースト）です。

【子どもの最善の利益】のために、力を合わせて活動しましょう。